

令和5年7月吉日

全日本私立幼稚園連合会
設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会
副会長 内野 光裕

第三回 学校法人会計基準の 在り方に関する検討会について（ご報告）

謹啓 盛夏の候、日頃より本連合会の諸事業に対し、多大のご支援をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、令和5年6月30日付でご報告いたしました学校法人会計基準改正のための検討会について、さる令和5年7月14日、第三回目の検討会を文部科学省にて行いました。検討会にて協議したことを中心に、以下のとおりご報告させていただきます。 謹白

○第三回の主な検討事項

- (1) セグメント（学校、附属施設等の部門）情報の在り方について
- (2) 附属明細書の内容について
- (3) その他

○第三回検討会のポイント

- ・ 第二回検討会終了後、資料①「学校法人の財務報告に関する基本的な考え方」、資料②「計算書類・附属明細書の考え方のうちセグメント情報について」、資料③「セグメント情報の開示に関する明細又は注記イメージ」について、文部科学省より追加の意見書の提出（任意）が求められ、本連合会から別添の意見書を提出した。
- ・ 第三回検討会では、各団体から提出された意見書をもとにセグメント（学校、附属施設等の部門）情報の在り方を中心に協議した。今日の議論を踏まえ、セグメントの区分や情報開示における対立点や問題点を整理し、次回以降結論を出すこととなった。

○セグメント情報の在り方に対する各団体からの意見（抜粋）

【日本私立大学連盟】

セグメント情報の公開はあくまでも手段であるため、何のために行うのか、目的の再確認をしたうえで議論を進める必要がある。私大連では、令和3年度に学校法人の情報公開のあり方を検討し、その結果を報告書にとりまとめ、会員法人へ共有している。そこでは、私大連ガバナンス・コードの基本原則として「信頼性・透明性」の確保に努めることは当然であるとしており、財務情報の公表にあたって一層の工夫を図ることを求めている。セグメント情報の公表についても工夫を図ることを示唆しているが、その数値を企業会計に倣い公表した場合、世間に大きな誤解を与えてしまう可能性に留意し、他大学との比較には慎重を期すことを求めている。本検討会の資料に示されているセグメント情報の公開については、私大連として大枠賛同するところであるが、本会において、セグメント情報公開の目的について慎重に議論を重ね、明確化したうえで、公開内容の結論を出す必要があると考える。

【日本私立大学協会】

今回検討されているセグメント情報について、学校法人の財務の自己分析等、管理運営の側面において必要であると考え。しかし、ステークホルダーへの開示を目的とする場合には、各学校法人で学校法人部門の業務の捉え方が異なるため定義付けが困難であり、比較対象の可能性のある情報として開示することは馴染まない。このセグメント情報が公開されるとなると表面的な数値が先走りし、収支の状況のみをもって廃止論が湧き上がるなど風評被害が懸念される。学校法人は、他法人とは歴史的な成り立ちも根拠法も異なっており、他法人と同様の制度設計に合わせる形で議論されることには、違和感と基本的な問題があると危惧している。さらに、私立大学の経常的経費に対する補助金額の割合が10%に満たない現状において、国立大学法人と同様のスキームを採用することは避けるべきである。今後継続してセグメント情報の開示について検討する際には、その目的、対象、部門や科目区分の定義など、十分かつ慎重な審議を重ねる必要がある。

【日本私立短期大学協会】

一部の情報のみ並べて開示され、不特定多数の人が知るところとなると、赤字部門のみを批判する風潮が形成され、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況が発生する可能性がある。したがって、セグメント情報の開示は区分の議論が不十分であり、今回の会計基準改正において開示する情報とすることは時期尚早と考えられる。それでもなお議論を進めるのであれば、以下の点、留意願いたい。

- ・本来であれば学校法人の社会的役割を鑑みると、規模の大小、ステークホルダーの範囲、運営の一体性などを理由として開示すべき情報が区別されるべきものではないが、既に私立学校法において情報開示の対象や手法について区別されてしまっている。現在の提案では、二重に条件を緩和する状態となってしまうため、これ以上不公平な状態を助長すべきではない。開示を義務付けるならすべての学校法人を同じ形にすべきである。
- ・学校法人制度改革の具体的方策においては「附属施設等」の開示も言及されているが、今回の提案においては病院の開示が必要な理由は記載があるものの、他の附属施設等について開示しなくてよい理由が明記されていない。その他の附属施設等を開示しなくてよい理由について、客観的かつ合理的に示すべきである。
- ・各セグメントへの収入又は支出の配分方法については、資料には「法人の負担軽減の観点から、現在の内訳表策定の配分方法を採用することも可能としつつ、学校法人がより実態に近い形で配分を行うことも可能とすることが適当である」とあるが、「法人の負担軽減」という曖昧な理由で弾力的な運用を容認してよいのか懸念が残る。学校法人によって配分の考えが異なるのであれば、ステークホルダーにとっても比較が困難となり、また不正の温床ともなる可能性がある。統一した配分方法を示すべきである。
- ・一方、学校法人本部の区分について、設置する学校が一つしかない学校法人の場合は形骸化している側面もある。設置学校の形態を問わず、設置する学校が一つのみで、セグメント情報を提示する必然性が低い学校法人は、開示を除外するということについて検討の余地がある。総じて現在の提案内容は主観的であり、最新の実態を調査・把握した根拠を示した上で、それに合わせた提案をしている内容ではない。これらの情報を調査・研究する時間がないのであれば、今後の検討課題としつつ、今回の会計基準改正においてセグメント情報の開示は見送るべきである。

【全日本私立幼稚園連合会】

現状の（案）において、セグメント情報については「学校法人本部以外に開示すべきセグメントが一つしかない法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できるものとする。」とある。私立幼稚園を設置する学校法人においては、複数の私立幼稚園のほか、私立幼稚園以外にも認可保育所や認定こども園、小規模保育所、企業主導型保育施設等を設置している学校法人も一定数存在する。このような学校法人も「学校法人本部以外に開示すべきセグメントが一つしかない法人」に該当するとの理解で良いか。規模の小さな学校法人においては、財政的な事情から専門的経理事務職員を雇用・育成することが困難であり、学校法人の理事長自身が定時外の時間や休日に経理事務を行っているというケースも少なくない。このような実情に鑑みても、従来作成していない決算関係書類の作成という追加的なコストが必要となる「セグメント情報の開示」を省略できる学校法人の範囲はできる限り広くしていただくことを希望する。

【全国専修学校各種学校総連合会】

セグメント情報の趣旨が、学校法人の活動をわかりやすく開示するものであることは理解しつつも、基本的には計算書類等において法人の継続性や安定性が一定程度可視化できると考える。上述の前提にたった場合、小規模法人に対し（学校毎の）細かな開示基準を設定する意味や定員数や学納金等において極端に小規模な法人のセグメント情報開示の必要性については検討が必要。

○今後の方向性

上記のセグメント情報の考え方に加えて、今後協議が行われる附属明細書の考え方に対し、各委員から意見が述べられました。主な内容として、入金明細表の借入先利率は一件ずつ掲載するのではなく、企業の入金明細表のように複数の金融機関の利率幅や平均で出していることを参考にすることが提案されました。附属明細書の考え方およびその内容については、第四回検討会に向けて各団体から事前に意見を募ることとなりました。なお、第四回目の検討会は令和5年8月29日を予定しており、第三回検討会での発言内容等は、文部科学省ホームページにて公開予定です。

以上

本件に関する連絡先：全日本私立幼稚園連合会事務局 電 話：03-3237-1080 メール：info@youchien.com
